「前連結税額超過構成額（別表六の二(二十五)「7の㉘」）」を「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(三)「7の㉗」）」に、「
・・・・・・（別表六の二(二十五)付表「2の⑱」）
・・・・・・（別表六の二(二十五)付表「2の⑲」）
・・・・・・（別表六の二(二十五)付表「2の⑳」）
・・・・・・（別表六の二(二十五)付表「2の㉑」）

」を「
・・・・・・（別表六の二(三)付表「2の⑱」）
・・・・・・（別表六の二(三)付表「2の⑲」）
・・・・・・（別表六の二(三)付表「2の⑳」）
・・・・・・（別表六の二(三)付表「2の㉑」）

」に改め、同表の記載要領第1号中「又は」を「、所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第15条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第25条の2第2項若しくは第3項（連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は」に改め、同第11号中「「取得価額の合計額(3)（別表六の二(二十三)付表「10」の合計）」」を「「取得価額の合計額(3)（別表六の二(二十五)付表「10」の合計）」」に、「第25条の2第4項第1号ロ及びニ」を「第25条の2第4項第1号ハ及びヘ」に、「同号ヘ」を「同号チ」に改め、同第111号中「別表六の二(二十五)「7」又は別表六の二(二十五)付表「2」」を「別表六の二(三)「7」又は別表六の二(三)付表「2」」に改め、同表を別表六の111(十五)とする。

別表六の111(十一)付表を別表六の111(十四)付表とする。

別表六の111(十)付表及び別表六の111(十一)を削る。

別表六の111(十)の表中「雇用者給与等支給額の合計額（各連結法人の別表六の二(二十一)付表「1」の合計）」を「雇用者給与等支給額の合計額（各連結法人の別表六の二(二十三)付表「1」の合計）」に、「個別給与控除額の合計額（各連結法人の別表六の二(二十一)付表「22」の合計）」を「個別給与控除額の合計額（各連結法人の別表六の二(二十三)付表「22」の合計）」に、「調整前連結税額（別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」）」を「調整前連結税額（別表一の二「2」）」に、「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(二十五)「7の㉓」）」を「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(三)「7の㉔」）」に、「別表六の二(二十一)付表「1」　円」を「別表六の二(二十三)付表「1」　円」に改め、同表を別表六の111(十三)とし、同表の次に次の1表を加える。